

当院へ出入りする業者の皆様へ

青森市民病院長

新型コロナウイルス感染症予防対策強化のためのご協力について（お願い）

現在、当院に出入りする関係業者の皆様に対しては、新型コロナウイルス感染症対策のための院内への立ち入りの制限等についてご協力をお願いしているところですが、今後、インフルエンザの流行期を迎えるにあたり、更なる感染予防対策強化のため、院内を出入りする場合の運用を令和2年11月2日から下記のとおりとしますので、お手数とご面倒をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 基本的事項

- ① 自社製品PR等の営業活動、新旧交代のあいさつ回り等は、禁止します。
- ② 院内の立ち入りは、市民病院から要請があった場合のみとします。
- ③ 書類の提出は、可能な限り郵送でお願いいたします。
- ④ 業者が院内に立ち入る場合は、地下1階を専用出入口とします。救急外来出入口及び正面玄関出入口からの院内への立ち入りは禁止します。
- ⑤ 院内に立ち入りする業者の方は全員、「健康チェック兼入館許可証申請書」の提出を必須とします。市民病院HPからダウンロードし、来院の際、記入してご持参ください。
- ⑥ 健康チェック項目において、来院する前37.5℃以上の発熱がなく、全ての項目が「なし」に該当した場合のみ立ち入りを許可します。
- ⑦ 院内に立ち入る場合は、必ずマスクを着用し、手指消毒をお願いします。

2 院内に立ち入る場合の手続きについて

- ① 救急外来入口から入り、防災センターをお訪ねください。
- ② 「健康チェック兼入館許可証申請書」を防災センターにお渡しください。引換えに「入館許可証」を受領し、必ず胸につけ、地下1階出入口から院内にお入りください。
- ③ 地下1階入口には、AI自動検温システムを設置します。改めて、体温測定をお願いします。この場合37.5℃以上の発熱がある場合は、院内の立ち入りはできません。
- ④ 用件を終えて帰る場合は、地下1階出入口から出て、救急外来入口から入り、防災センターに「入館許可証」を返却し、お帰りください。

3 医薬品等の受け渡し場所

納品内容	物品受け渡し場所
医薬品	地下1階 薬剤部専用エレベータ前
試薬	地下1階 臨床検査部入口前
診療材料	地下1階 SPDセンター
消耗品	地下1階 SPDセンター
上記以外	病院職員が指定した場所

【問い合わせ先】 市民病院事務局総務課 017-734-2171（代表）

用度チーム 内線 7312

管財チーム 内線 7310